## 一般廃棄物収集運搬処理業務什樣書

この仕様書は、国保中央病院組合管理者(以下「組合」という。)が発注する廃棄物収集運搬処理業務を受託する者(以下「受託者」という。)が行う業務の大要を示すものであって、現場の状況に応じて簡易なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、病院が安全管理上または業務運営上必要と認めたものは、契約金額の範囲内で実施するものとする。

#### 1 目的

病院施設内から出る廃棄物の収集運搬処理業務を行うことにより病院施設を清潔良好な状態に保ち、病院業務の円滑な運営に寄与する。

## 2 業務場所

国保中央病院構内(奈良県磯城郡田原本町宮古404-1)

3 契約期間及び業務履行期間

平成30年7月1日 ~ 平成31年6月30日

## 4 法令順守

受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び関係法令並びに行政指導等を熟知し、病院より排出される廃棄物を適正な状態で、保管場所から処理場へ収集運搬処理すること。

#### 5 業務内容

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに関係法令を遵守して一般廃棄物の収集 運搬を行う。
- (2) 国保中央病院から発生する一般廃棄物等を収集し、御所市クリーンセンターに搬入 処理する。但し、リサイクル品については自社施設で処理することも可とする。 御所市クリーンセンター:奈良県御所市大字栗阪 293番地
- (3) 許可事項に変更があった場合は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出する。
- (4) 作業を行う際は、病院の指示に従い、施設の破損や災害の防止に努める。
- (5) 廃棄物の種類ごとの収集運搬については以下のとおりとする。
  - ① 一般廃棄物(紙類・残飯等)

ア 収集頻度 : 月曜日から土曜日の週6回とする。

イ 収集時間 : 原則午後5時~午前8時30分までの間とする。

ウ 業務内容 : 国保中央病院の一般廃棄物の保管庫より回収し、御所市クリー

ンセンターへ運搬し、適正な処理を行う。

② 不燃性廃棄物・リサイクル品(ビン・缶・ペットボトル・ダンボール等)

ア 収集頻度 : 月曜日と金曜日の週2回とする。

イ 収集時間 : 原則午後5時~午前8時30分までの間とする。

ウ 業務内容 : 国保中央病院の一般廃棄物の保管庫より回収し、御所市クリー

ンセンター又は自社処理所へ運搬し、埋立処分又はリサイクル する。不燃性廃棄物・リサイクル品については、可能な限りリ

サイクルに努めること。

## 6 予定数量

廃棄物の予定数量は以下のとおり。

(1) 一般廃棄物 紙類 70ℓ×52袋/日

残飯 450×6袋/日

(2) 不燃性廃棄物 ビン、カン、ペットボトル 450× 4袋/日

ダンボール等 28kg/日

### 7 入札書の記載

入札者は、「6 予定数量」により積算し、入札書に年額を記載してください。なお、 廃棄物の収集・運搬・中間処理(焼却)・最終処分(リサイクル)までの全ての費用を記載することとする。

# 8 提出書類等

- (1) 受託者は、事前に実施計画書を提出するとともに、省資源、省エネルギーを徹底する。
- (2) 関係書類及び法的に必要な測定・点検記録等は、常に整理し保管する。
- (3) 業務に従事する技術員の経歴書を事前に提出する。
- (4) 受託者は、病院の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行うこと。

#### 9 費用負担

- (1) 業務に要する物品等は全て受託者の負担とする。
- (2) 本業務に係る費用は、受託者の負担とする。
- (3) 業務に要する工具類については、受託者の負担とする。
- (4) その他については、病院と受託者との協議により定めるものとする。

## 10 引き継ぎ

受託者は、委託期間終了後に委託業務を新たに受託する者に対し、業務が滞ることのないよう誠意をもって十分引き継ぎを行うものとする。 なお、これに要する費用は引き継ぎを受ける新たな受託者が負担するものとする。

### 11 その他

- (1) 受託者は、収集運搬業務を他事業者に再委託してはならない。ただし、緊急かつやむを得ない特別な事情が発生した場合等は病院と協議を行うこと。
- (2) 業務従事者は、受託者の定める制服を着用し、身だしなみ、言語、動作に注意し、常に清潔にする。
- (3) 異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに報告し、病院の指示を受ける。
- (4) 業務実施に当たっては、病院利用者・通行人等に危険を及ぼさないよう特に注意するとともに、廃棄物が飛散し、または流出しないよう注意しなければならない。 また、受託者の責により廃棄物が飛散又は流失した場合は、受託者が清掃を行うこととする。
- (5) 予定数量は見込みであり、実際の排出数量は増減することがあります。
- (6) 収集運搬処理において、事故が発生した場合は、病院の責任に帰すべきものを除き 受託者が責任を負う。
- (7) 受託者は、病院内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、 受託者がこの業務を解かれた後も持続するものとする。
- (8) この仕様書に定めない事項については、その都度病院と受託者とが協議し、文書により取り決めるものとする。